

社会保険料をテーマに経営者研修会を開催、 社会保険の現状とその対策について学ぶ！

参加者86名にとって非常に有意義な研修会となる

(一社)兵庫県警備業協会 (樋口藤太郎会長)

昨年11月27日(火)午後2時40分から同4時まで当協会教育センターにおいて、「経営者研修会」を開催した。当日は、会員78社から経営者をはじめ経営幹部等86名が参加した。

今回の研修テーマは、警備業界にとって大きな問題となっている「社会保険未加入問題」を取り上げ、当協会の理事でもある社会保険労務士の糟谷芳孝氏に講師を依頼、「高騰する社会保険料から会社を守る方法」と題して講演していただいた。糟谷講師は、(1)会社が負担する保険料の現状(2)社会保険料の合法的な節減について、パワーポイントを用いながら分かりやすくかつポイントを絞って解説を行った。参加者は終始熱心に耳を傾け、必要と思われる事柄をメモに取る姿が多数見受けられるなど、非常に有意義な講演であった。

糟谷講師の講演の概要は以下のとおりである。

1 会社が負担する保険料の現状

会社が保険料を負担する社会保険の種類は、①労災保険②雇用保険③健康保険④介護保険⑤厚生年金保険の5つである。

まず、労災保険料は周知のとおり、警備業の場合、現在は6.5/1000となっており、事業主が全額負担する。次に、雇用保険料は、事業の業態によって保険料率が変わり、事業主負担率及び被保険者負担率も異なってくる。ただ、ここで特に留意願いたいのは、平成22年4月1日から雇用保険の適用範囲が広がったことである。それ以前は①6か月以上の雇用見込みがあること②1週間の所定労働時間が20時間以上であることとされていたが、現行では①31日以上雇用見込みがあること②前記と同じとなっている。つまり、現在は、ほとんどのパートタイマーが雇用保険に加入しなければならなくなったということである。

一方、会社が負担する健康保険料は、健保財政の悪化を理由に保険料率が毎年上昇している。中小企業の従業員やその家族ら約3,480万人が加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)は平成22年11月に、現行制度を維



持した場合、平成29年度の全国平均の保険料率(労使折半)が平成24年度の10.0%から最高で11.5%に上昇するとの試算を発表した。その主な要因は、75歳以上の医療費を賄うために支払っている支援金が増えることによる。同様に、会社が負担する介護保険料も上昇傾向にある。

そして、厚生年金保険料は、平成29年9月まで毎年9月に0.35%ずつ引き上げられることが決まっており、平成29年9月以降は18.300%となる。例えば、社員数50名で、社員の平均年収が360万円(月給24万円、賞与36万円×2回)のケースでは、会社が負担する厚生年金保険料の合計は1,647万円となり、平成24年9月移行の時点と比べると、実に138万円の増額となる。

これらすべての社会保険料の会社負担額は、警備業に従事する40歳で年収360万円(月給24万円・賞与36万円×2回)と想定した場合、年収の15%超となる。

2 社会保険料の節減を考える

社会保険料は、その仕組みをよく理解することで合法的に節減することが可能である。配付した資料を参考に各社で十分に検討していただきたい。ただ、社会保険料の節減には限界があり、また、過度の保険料の削減は将来の厚生年金の給付額の減少につながる可能性もあるので、その点を十分に考慮した上で適切な節減策を講じることが大切である。